

第3号様式

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：株式会社名村造船所
業者の住所：大阪府大阪市西区立売堀2-1-9
- 2 指名停止措置期間：令和8年6月4日から令和8年8月3日まで（2か月）
- 3 指名停止措置の範囲：愛知県 三重県 岐阜県 福井県 石川県 富山県
- 4 事実概要
同社は、名村・日塔特定建設工事共同企業体（代表者：（株）名村造船所、構成員：日本鉄塔工業（株））が受注した「令和3年度 1号清水立体尾羽第2高架橋鋼上部工事」において、令和5年7月6日、工事中の橋桁が地上の国道1号線へ落下し、作業員及び交通誘導員8名が死傷（うち2名死亡）した工事関係者事故を起こしたものである。
- 5 指名停止措置理由
「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」の別表1の8

<指名停止措置基準>

措置要件	期間
別表第1 1～7 略 (安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)	
8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から当該ブロックを対象として2週間以上2か月以内